

13. 放射線防護資機材、物資、 燃料等の備蓄・供給

<対応のポイント>

2県6市は、PAZ及びUPZ内で避難誘導等を行う要員のために、個人線量計等の放射線防護資機材を、県、市、消防、医療機関等に備蓄している。

2県6市は、緊急時に備え食料及び生活物資を備蓄している。また、放射線防護対策施設においては、屋内退避者が一定期間生活できる物資を備蓄する予定である。備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。緊急輸送車両や避難所等への燃料の供給が不足する場合においては、原子力災害対策本部に対して燃料調達の要請を行う。

PAZ内の放射線防護資機材の備蓄

- ▶ 松江市のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等に個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- ▶ 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- ▶ 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。

未調整

仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)

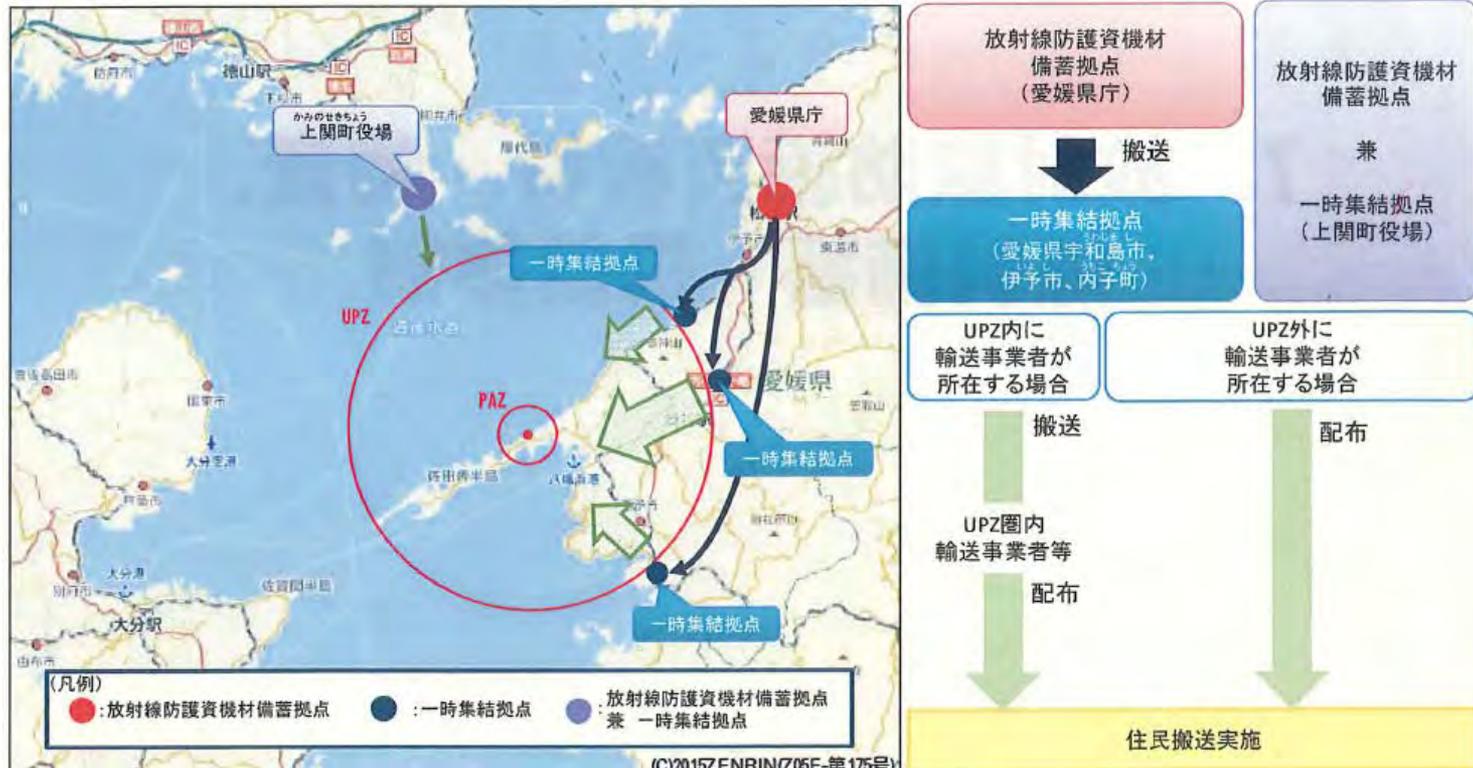


UPZ内の放射線防護資機材の備蓄

- UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布。（UPZ圏内の輸送事業者等には個別配布）
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。

未調整

仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



原子力事業者による放射性防護資機材の備蓄

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し支援する。

未調整

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	台
全面マスク 未確認	個
タイベックスーツ	着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

県及び関係市における食料等の備蓄

- 緊急時に備え、関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。備蓄物資が不足する場合に備え、島根県は「災害時における物資の供給等に関する協定」を民間企業と締結。
- 放射線防護対策施設においては、XXX名が生活できる食料及び生活物資等〇日分を備蓄（中国電力が支援）。

未調整

関係市の生活物資の備蓄状況

	アルファ米等(食)	飲料水(リットル)	毛布(枚)	簡易トイレ(個)	非常用燃料(個)
松江市					
出雲市					
安来市					
雲南市					
米子市					
境港市					
	仮置き				

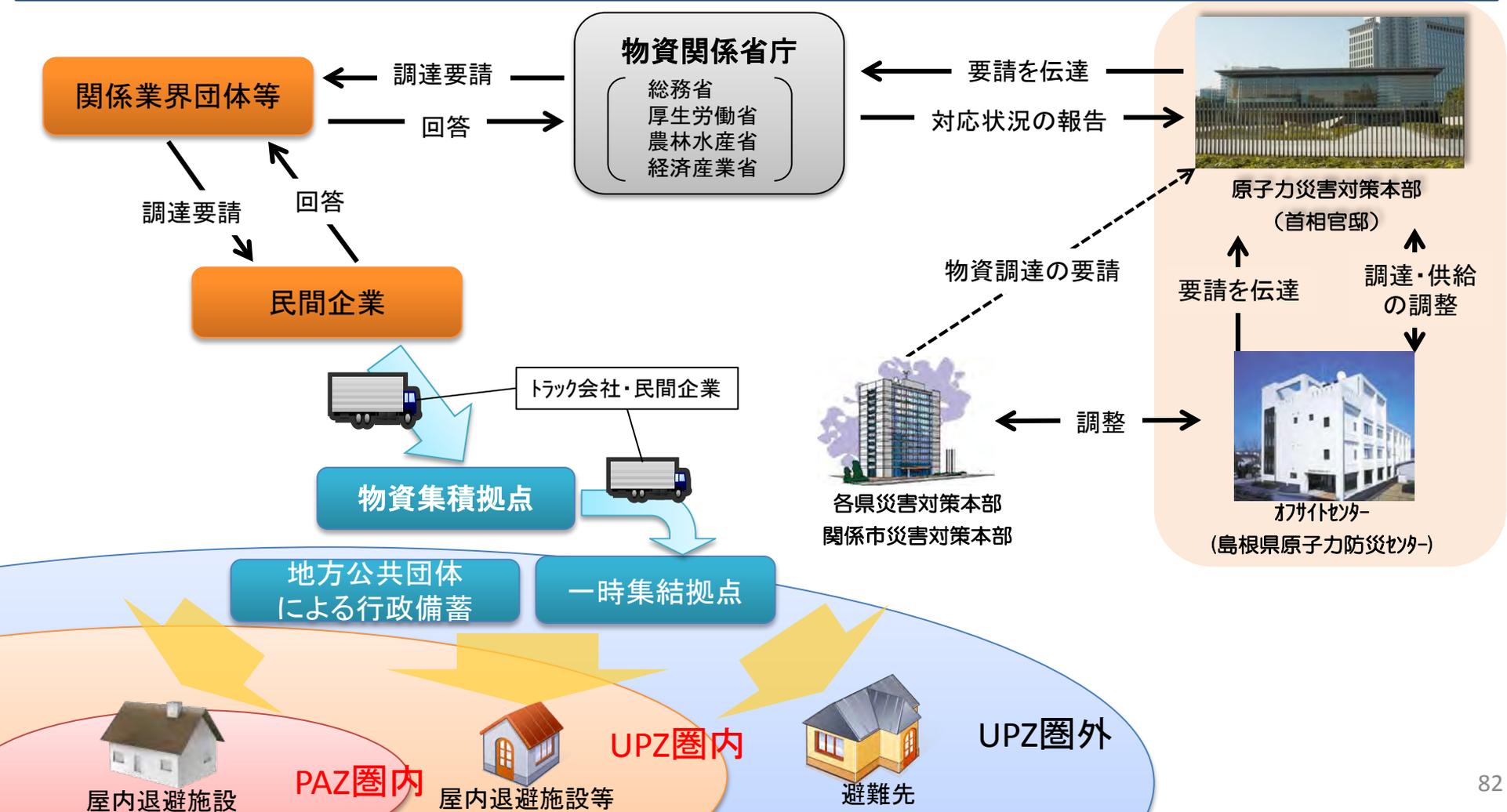
※上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市では食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を準備している。

災害時における物資の供給等に関する協定の締結状況

協定名	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン
大規模災害時の支援活動等に関する協定	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	島根県石油商業組合
緊急・救援物資等輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)島根県トラック協会

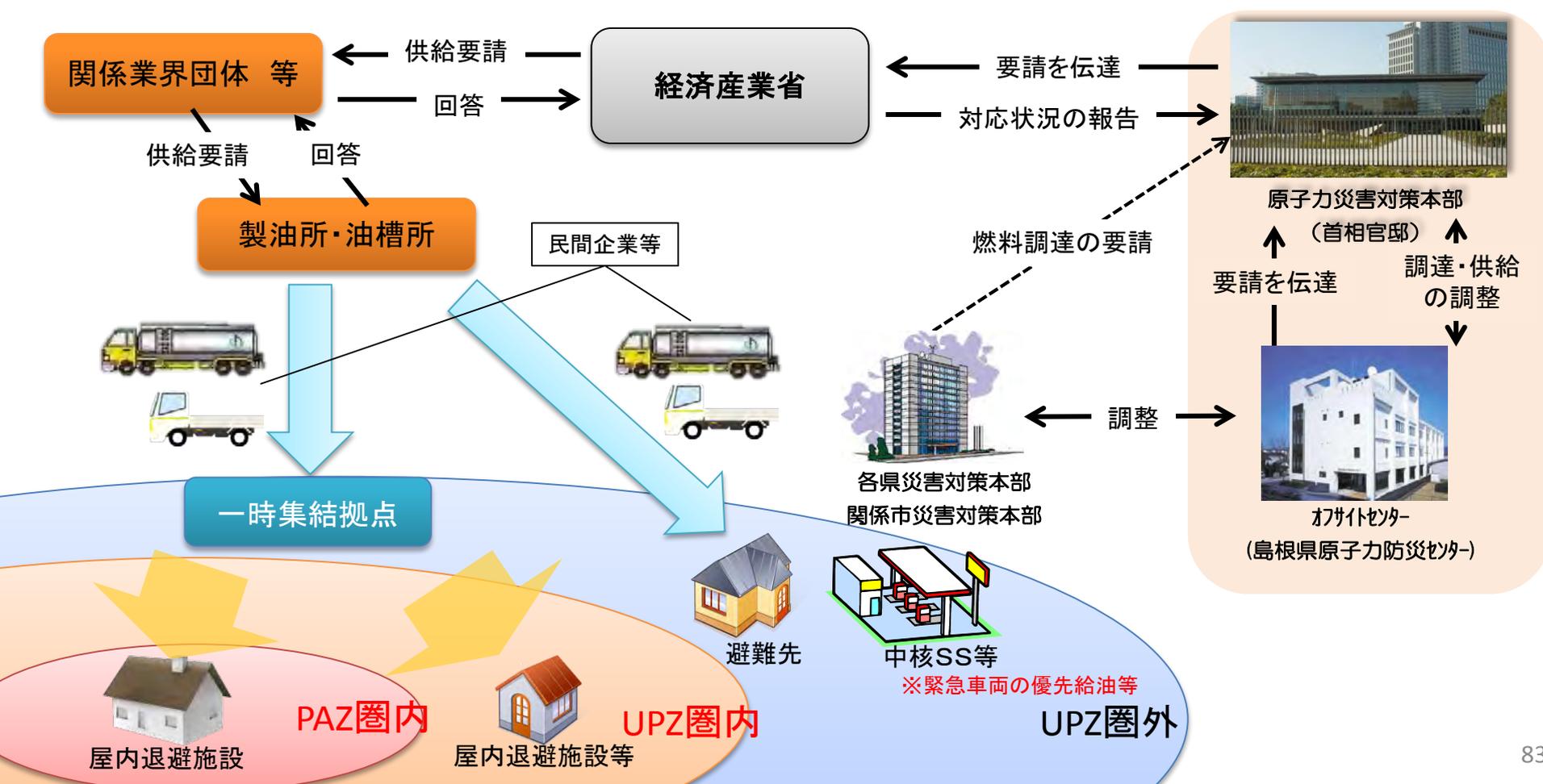
国による物資の供給①（食料等）

- ▶ 県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達への要請を行う。
- ▶ 要請を受けた原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資の供給②（燃料等）

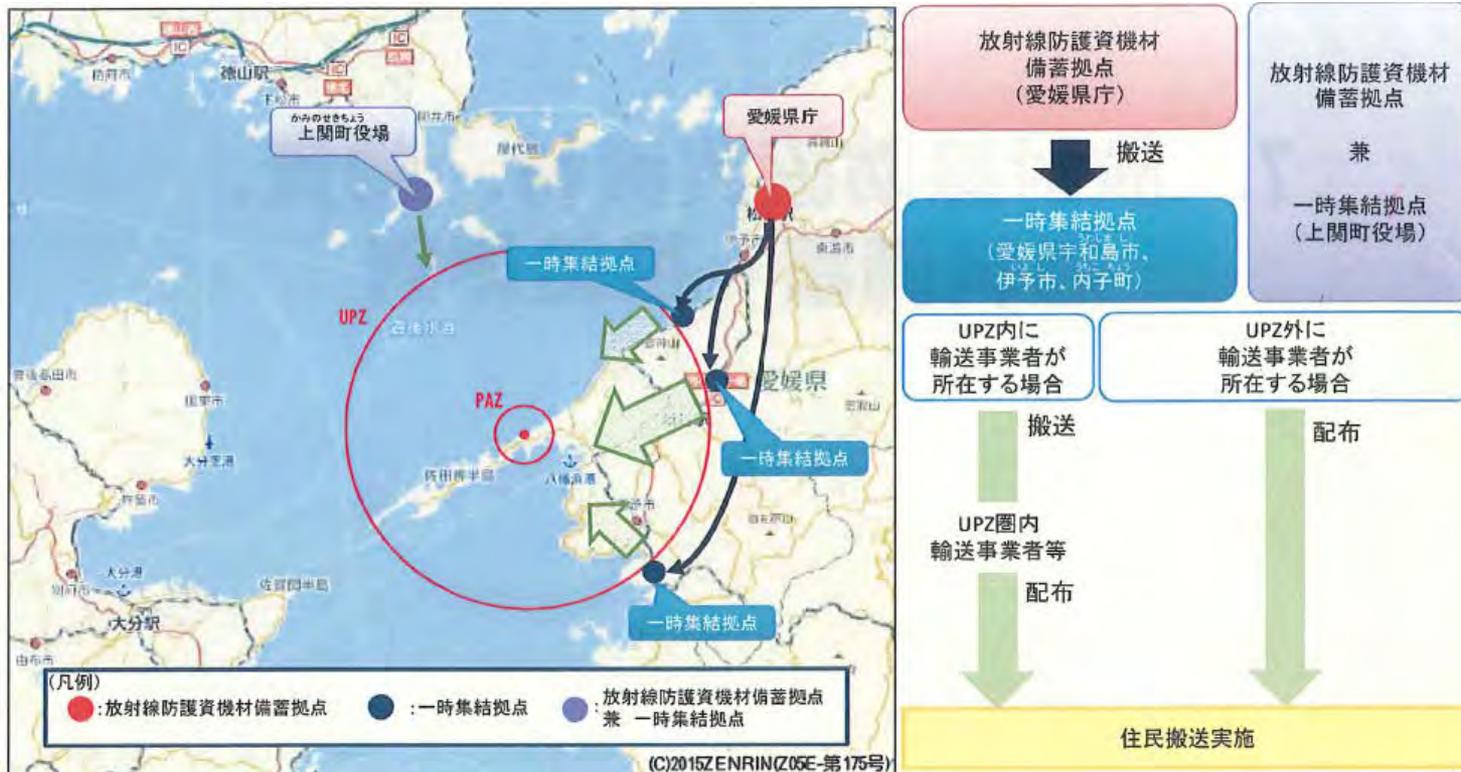
- ▶ 県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- ▶ 要請を受けた原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



物資の供給体制

- ▶ 県、関係市に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- ▶ 県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体

- ▶ 被災者の生活の維持のために必要な物資（食料等の生活用品等）の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。
- ▶ 国は、県又は関係市からの物資調達の要請に基づき、物資の供給を確保し、輸送を開始。
- ▶ 県又は関係市が、物資の要請を行うことが困難な場合は、要請がなくても物資の供給を確保し、輸送を開始。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトーパー、毛布 等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

14. 国の実動組織の支援体制

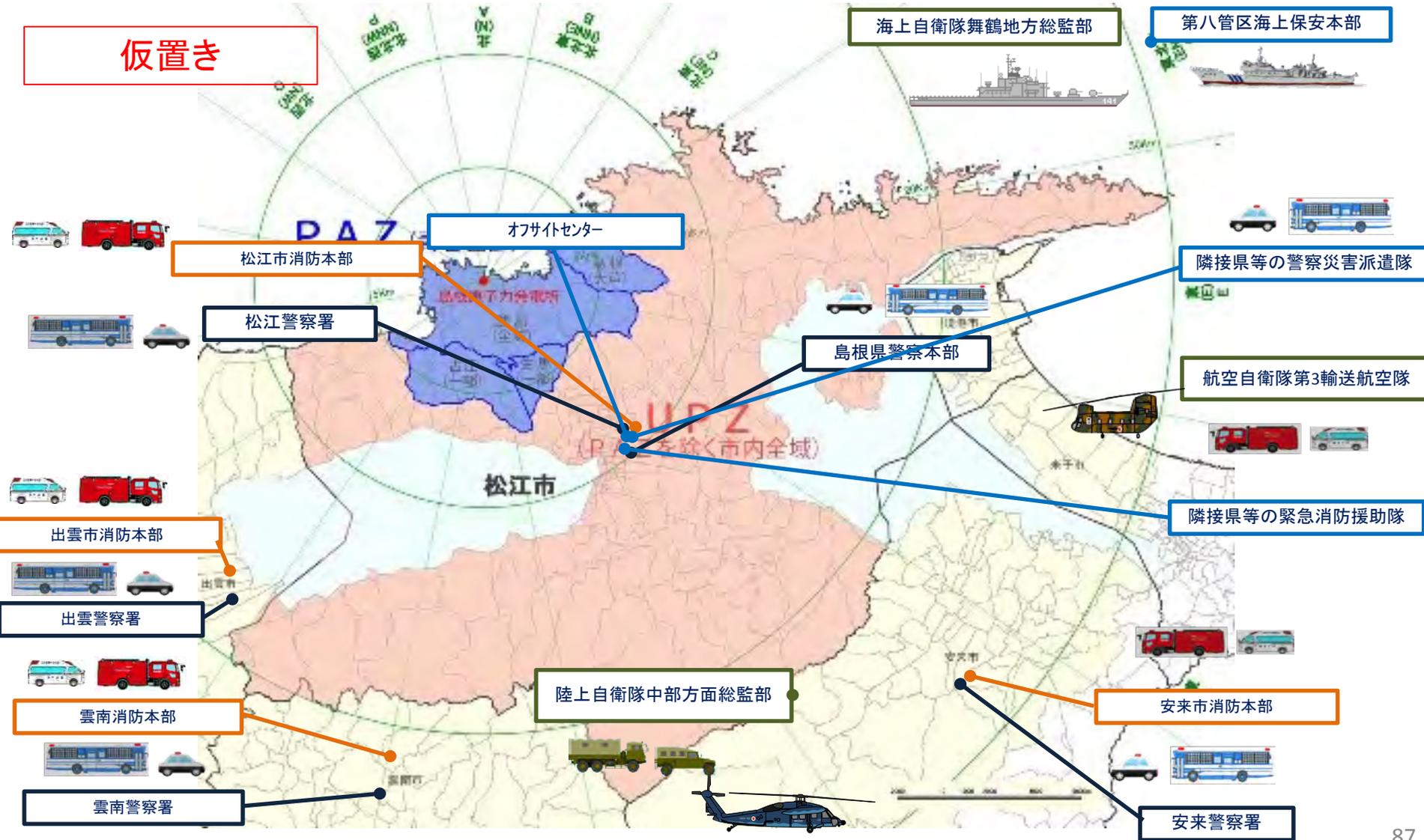
<対応のポイント>

実働組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）は、不測の事態に島根県、鳥取県、関係市からの正式な手続きによる要請等により、各種支援を可能な範囲で実施する。

島根地域周辺の主な実働組織の所在状況

- ▶ 不測の事態の場合は、島根県、島根県及び関係市からの要請により、実働組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による各種支援を必要に応じて実施。

仮置き



実動組織の広域支援体制

- ▶ 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県、関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- ▶ 要請の窓口となるオフサイトセンター（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による支援を実施。

全国の実動組織による支援

